

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 / 電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ」  
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」  
合同会議(第16回)

○日時

令和4年10月14日(金) 15時00分～16時33分

○場所

オンライン開催

○出席委員(五十音順)

東京大学先端科学技術研究センター 飯田委員、東京大学大学院 石原委員、  
相山女学園大学 大串委員、東京大学大学院 加藤委員、  
横浜国立大学・放送大学 來生委員(小委員会委員長)、早稲田大学 清宮委員、  
外苑法律事務所 桑原委員、一般社団法人海洋産業研究・振興協会 中原委員、  
株式会社日本政策投資銀行 原田委員、一橋大学 山内委員(ワーキンググループ座長)

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 井上部長  
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 能村課長  
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課風力政策室 石井室長  
国土交通省大臣官房 遠藤技術参事官  
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 衛藤課長  
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 加賀谷室長

○議題

- (1)公募における基地港湾の利用に関する考え方について
- (2)再エネ海域利用法に基づく事業者選定の評価の考え方について

## ○議事概要

### 【公募における基地港湾の利用に関する考え方について】

#### 桑原委員

- 資料1の1ページ目について、案2を採用した場合、事業者がある海域において評価点1位を獲得したものの、他の海域の入札状況や次点との価格差によっては選定されない可能性がある。したがって、案2は予見性、合理性、透明性に欠けるのではないか。入札の段階では案1を採用し、事業者選定後、事業者間で基地港湾の利用期間を調整できる余地を残してはどうか。
- 資料1で示されるルールは次回公募対象区域のうち近傍に位置する「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」を想定した議論であるが、仮にこのようなルールを議論するにしろ、今回限りとし、次のラウンド以降はあらかじめ港湾の利用期間を調整した上で公募を実施すべき。そもそも「秋田県八峰町及び能代市沖」の公募を中断しなければこのような議論を行う必要がなかったため、非常に残念。
- 仮に案2を採用した場合、案 $\alpha$ において事業者は複数の公募占用計画を提出する必要があり、非常に負担が大きくなると想定される。一方で案 $\beta$ は公募占用計画の再提出、再評価や落札制限を考慮すると、迅速性の議論の考え方に逆行し公募に多くの時間を要すると思料。
- 案 $\beta$ を採用した場合、公募占用計画の再提出が生じた際に公募参加者①③④にどの範囲まで情報の開示を行うのか。情報の開示の仕方によっては、基地港湾以外の部分においても事業者は計画の練り直しを迫られる可能性がある。資料に「公平性の観点から、再提出時の計画の変更事項を最小限とすべき」との記載があるが、最小限の定義を示すのは非常に難しく、本当に公正な競争となるか非常に強く懸念される。
- 落札事業者が決定した後、落札した事業者間において基地港湾の利用期間を調整することにより、運転開始時期を早めることが可能ならば、その点について公募占用計画の変更を認めるべきではないか。

#### 原田委員

- 資料1の1ページ目において案2を採用した場合、事業者はどの港湾を一体的に利用するのが最も有効か考慮した上で公募占用計画を作成するので、案1で公募した場合の事業者選定後における利用港湾の調整が本当にうまくいくのか考える必要がある。案2は非常に複雑であるが、基地港湾の利用可能期間などの制約を踏まえ、このようなルールにせざるを得ないことは理解できる。港を有効に使うべきという観点から、調整ができるのであれば案2を採用すべき。
- 資料1の4ページ目において、案 $\alpha$ に賛同。案 $\beta$ を採用した場合、案 $\alpha$ に比べ3～4カ月にわたり公募占用計画の評価期間が延び、全てのプロセスが遅れていくこととなる。地盤調査や風況調査等は、場合により1年の中においても実施可能な時期が限られるので、運転開始時期が1年遅れる可能性もある。これは、迅速性の議論の考え方と矛盾するのではないか。

#### 石原委員

- 資料1の4ページ目において、事業者間の公平性の観点から鑑み、案 $\beta$ に賛同。案 $\beta$ を採用した場合、案 $\alpha$ に比べ3～4カ月にわたり公募占用計画の評価期間が延びるが、案 $\alpha$ に比べ事業者負担が少ないので、案 $\beta$ の方がベターと思料。
- 今回の基地港湾の利用ルールは、近傍に位置する複数の促進区域について同時に公募を実施する場合が前提となるが、このようなことが今後毎年起こるということではないと考えられる。した

がって、今年度の公募においては、案2を前提に、うまく知恵を絞って公募を実施して頂きたい。将来的には、基地港湾の数を11に拡大するという事も検討されているので、ラウンド2以後における基地港湾の利用に関する考え方については、改めて合同会議の場で議論が必要。

### 清宮委員

- ・ 恐らく公募参加者は、能代港又は秋田港のうち、近い方の港湾の利用を検討すると考えられるが、前回公募の選定事業者による港湾の利用期間が制約となる。事務局においてシミュレーションを行っていると思われるが、今回の資料は色々なものが決め打ちされていて、シミュレーションの結果が反映されていない印象。
- ・ 案βについては、迅速性は非常に重要であるが、能代港と秋田港がすぐに使えるかということを見ると、事業者選定期間が2～3か月遅れることは仕方ないのではないかと。ただし、事務局から示された利用重複時の選定方法案では、両海域で最高点となる200点を得た促進区域Bの公募参加者にa港利用が優先されず、選定されないこととなる。今回の公募限りのルールとは言いつつも、公募参加者が納得できるような選定方法とすべき。

### 大串委員

- ・ 資料1の4ページ目において、促進区域Bで評価点1位を獲得した事業者について、促進区域A,B全体で見ても最高点200点を獲得しているにも関わらず選定されないというのは、当該事業者にとって納得感が得られるものではない。一案として、そもそも入札の段階において案1を採用し、入札結果後に事業者間で基地港湾の利用期間を調整できる余地を残すのはどうか。
- ・ 資料1の5ページ目下部、落札制限の具体例を示した表において、次点との点差に関係なく、公募参加者①は他の海域に比べ、より大きな発電容量を誇る促進区域Aの獲得を希望すると思料。したがって、この例のように、複数の海域で評価点1位を獲得した際、どの海域を優先的に獲得したいか、事業者ヒアリングを行う柔軟性もあつてしかるべきではないか。事業者の公平性を担保し、納得感のいく制度設計にすべき。

### 飯田委員

- ・ 資料1で示される基地港湾の利用に関する考え方に関しては、今回限りとするべき。今後、能代港、秋田港と同様のケースが起こり得ると想定されるので、事業者選定方法を改善していくことを検討していただきたい。
- ・ 資料1の3ページ目において示される各事業者の評価点については、事業実現性の評価点を補正した上での点数という理解で良いか。
- ・ 資料1の4ページ目において、案βに賛成。ただ、促進区域Bで評価点1位を獲得した事業者について、評価点200点を獲得していながら選定が約束されないというのは納得感が得られるものではないので、当該事業者のみに再提出の選択権を与えるのはどうか。評価1位の者と2位の者を同等に評価するよりは、1位であったことを評価すべきではないか。
- ・ 資料1の4ページ目下部に「公平性の観点から、再提出時の計画の変更事項を最小限とすべき」との記載があるが、変更を認める項目を具体的に示すことができれば、再提出期間も最低限とすることができるのではないかと。

### 中原委員

- ・ 案αは非常にシンプルでとても良いが、資料1で示される基地港湾の利用に関する考え方が今回のラウンド限りのルールであるならば、再提出の余地を残す案βが案αに比べ合理的と思料。また、案βを採用した場合、案αに比べ3～4か月にわたり公募占用計画の評価期間が延びること

が想定される点については、この程度の時間をかけても調整することはやむを得ないのではないか。

- ・ 各区域の落札後、事業者間で基地港湾の利用期間を調整できる余地を残してはどうか。当該利用期間を調整することで、より合理的な基地港湾の利用が行えるのではないか。

#### **加藤委員**

- ・ 異なる促進区域間において評価点差を絶対的に使用しているが、1点の重みを同様に取り扱いつつ良いのか。

#### **事務局**

- ・ 資料1の3ページ目において示される各事業者の評価点については、事業実現性の評価点の引き延ばしを行う前提で記載している。各海域によって特性、点数の傾向に違いはあるが、当該引き延ばしを行うことにより、価格点と事業実現性評価点の相対評価が可能となり、異なる海域における点差の大小関係を比較できると考えている。
- ・ 事務局としては、今回お示した複雑なルールについては是とは考えておらず、基本的には近傍の海域で同時に公募が起こらないようにする必要があると考えている。一方で、現状、基地港湾を最大限、効率的に活用する観点で、今回のルールをどうしても考えることになってしまった背景についてご理解を頂きたい。
- ・ 案 $\alpha$ に関しては、事業者側の負担とともに審査の負担は非常に大きいと思料。一方で、案 $\beta$ は落札の可能性がある事業者のみ再提出の機会が与えられるので、事業者負担は最小限にとどめられると考えている。いずれにしても、本日頂いたご意見を踏まえ、基地港湾の利用に関する考え方については公募占用指針において記載することとなる。次回の合同会議に向け、基地港湾の利用に関する複数の運用ルール案についてメリット、デメリットを整理し、改めてご審議いただきたい。

#### **【運転開始時期から遅延した場合のペナルティについて】**

#### **桑原委員**

- ・ 資料2の2ページ目の2(2)保証金の没収のところ、従前より事業者のヒアリングにおいて、不可抗力が生じた場合にどのような整理とするか、事業者から懸念が出ていた。不可抗力以外にも事業者の合理的なコントロールを超える事象をどこまで考慮するかは難しい問題であるため、適切に整理を行い、事業者側の予見性を確保できるよう、対応いただきたい。

#### **原田委員**

- ・ 資料2の2ページ目の2(4)、運転開始時期が遅延した場合に入札参加資格停止のペナルティを設けることは、少し厳し過ぎるのではないか。もちろん大災害等の不可抗力はペナルティの条件から除外されると思慮するが、何を不可抗力と定義するかについて、抽象的な記載ぶりだと今後、争点になる可能性がある。また、1ポツ目でタリフが示されているが、今回のラウンドからFIPが導入されるにあたり、運転開始の遅延によるディスインセンティブはある程度効果があると考えられるので、当該参加資格停止の必要性はないと思料。

#### **飯田委員**

- ・ 迅速性の評価に対するペナルティの設定について、風車メーカーがヨーロッパの政治事情で部品を供給できないなどの問題が実際に発生しており、そのような場合については事業者の事由ではなく風車メーカーの事由となるので、運転開始時期が遅延した場合、どのような措置を行うのか。
- ・ 資料2の2ページ目の2について、金銭的な措置より入札参加資格の一定期間停止という形で対応した方が、価格点の操作を行う必要がなく、良いのではないか。

#### **石原委員**

- ・ 事業計画の迅速性の評価方法や遅延時のペナルティが具体的に示されていることは評価できる。欧州のみならず、アジアにおいても台湾や韓国と比較した国際競争力の観点からも、日本において洋上風力を早期に導入することが極めて重要。

#### **加藤委員**

- ・ 資料2の2ページ目の2(4)「運転開始日が計画より著しく遅延した場合」について、何を以て著しいと定義するのか。遅延の定義を明確化していただきたい。

#### **中原委員**

- ・ 資料2の2ページ目の2で示されるディスインセンティブやデメリットについて、(1)から(4)まで4項目あるが、これらの中からどれかを適用するという考え方なのか、それとも(1)、(2)、(3)、(4)の順に順次適用していくということなのか、この点について補足的な説明を頂きたい。

#### **事務局**

- ・ 保証金の没収の記載において、事業者の予見可能性は極めて重要。保証金の没収の免除事由については過去に公募占用指針の中でお示しをしているので、今後策定する公募占用指針の中で個別具体的に記載を行う段階の中で、不可抗力の内容などについて議論を行っていきたい。
- ・ 資料2の2ページ目の2(4)「運転開始日が計画より著しく遅延した場合」の記載について、明確な定義づけについては今後公募占用指針を策定する段階の中で議論していきたい。ただ、例えば1つの事例として、迅速性を評価する際の段階において、実際の運転開始時期について階段が1ステップ下に落ちるような状況になれば、明らかに選定時の点数から実質点数が下がるため、当該記載に当てはまると思料。

### **【迅速性の評価基準設定の基本的な考え方について】**

#### **桑原委員**

- ・ 資料2の3ページ目の2ポツ目「それぞれの基地港湾の利用可能期間等を踏まえ想定される最速の運転開始時期」について、複数の港湾が利用可能な場合、どの港湾をベースにするのか。基本的にはベースとなる基地港湾を設定し、当該港湾の利用を前提に最速の運転開始時期を設定するのが公平かつ公正と思慮するので、今後しっかり整理をする必要がある。

### **【事業実現性評価点の補正について】**

#### **桑原委員**

- ・ 事業実現性評価の補正については、落札制限を考慮して取り入れたというのが導入時の整理であったと思料。したがって、当該補正に関しては、落札制限を行う期間に限るのが本来の姿ではないか。

#### **原田委員**

- ・ 事業実現性の各評価項目において、トップランナーに選ばれる条件、かつトップランナーとミドルランナーとの差異について、詳細にご説明を施していただいた。前回の合同会議に比べ、非常に良い改善点である。
- ・ 絶対評価的なアプローチで事業者に事業実現性評価点の積み上げを促しているものの、最終的に相対評価により当該点数が補正されることについて違和感があるが、補正はあくまで価格と事業実現性の重みを1対1にすることを目的としていると思料。事務局が絶対評価による評価点の積み上げよりも、価格と事業実現性の1対1評価を重視するならば、そのように理解を行う。

#### **飯田委員**

- ・ 事業実現性の評価点の補正について、価格点と事業実現性を1対1で評価するという意味で、適切であると思料。

#### **石原委員**

- ・ 価格と事業実現性の評価点について、確実に1対1になることが担保されることは極めて良い。将来的に当該方針を変えるのであれば、本合同会議で1対1を撤回すると宣言した上で議論していただきたい。

#### **事務局**

- ・ 事業実現性の評価点について、評価基準の明確化やトップランナーの1社縛りの撤廃など、事業者が事業実現性において満点を取りやすい方向でいろいろと見直しが行われている。ただし、事業実現性の評価項目において全てトップランナーを得なければ満点を獲得できない事実には変わりはない。その上で、必ず満点獲得者が現れる価格点と算出式を揃えることにより、価格と事業実現性が1対1の同等に評価されることを実現したい。

### **【公募プロセスの見直しの方向性について】**

#### **桑原委員**

- ・ 資料3の4ページ目の最下部、落札制限について「2023年度の公募においては、区域の合計系統容量が1GWを大きく超える場合は、今年度の公募の結果も踏まえ落札制限の適用を検討する」の記載があるが、その先の期間について、基本的に黎明期を脱し、落札制限を行わないと記載できるのであれば、記載した方が予見可能性という観点においては良いのではないか。

#### **石原委員**

- ・ 資料3の4ページ目(5)の落札制限の記載において、第6次エネルギー基本計画の中に記載されている、2030年の案件形成目標5.7GWを考慮した際、残り何回ほど落札制限を適用することとなるのか。5.7GW達成まで残り2.2GWということを考慮すると、残り1回程度の適用とみなして良いか。

#### **事務局**

- ・ ラウンド1とラウンド2において公募が行われた区域の合計系統容量は 3.5GW程度であり、第6次エネルギー基本計画における 2030 年度の案件形成目標 5.7GW との差分は 2.2GWとなる。年平均で1GW程度促進区域を創出していくことは、2020 年の洋上風力産業ビジョンの中でお示しているもので、2024 年度以降について、落札制限は原則適用するものではないと思料。

## 【その他】

### 原田委員

- ・ 日本で洋上風力が本格検討された当初より、東北の日本海側において港湾設備が将来的に不足することは予想されており、本合同会議においても何度か指摘されてきた。今後、日本版セントラル方式に移行した後においても、特に「有望な区域」及び「一定の準備段階に進んでいる区域」を多く抱えている北海道の西岸などにおいて港湾設備の不足により運転開始時期が遅れることが想定される。港湾がボトルネックにならないよう、臨機応変に適切にご対応いただきたい。

## 【議論全体を通じた座長・委員長コメント】

### 來生委員長

- ・ 基地港湾の利用に関する考え方については、価格と多様性の確保という、相矛盾する要素を合わせて評価を行っているため、ルールが複雑になることはやむを得ないと思料。ただ、過度にルールが複雑だと、公募参加者数が長期にわたって少なくなってしまう。当該ルールについては過渡的なものであるため、そのような懸念は少ないが、いずれにせよ、選定されなかった事業者が納得感のいくルール作りには肝要である。
- ・ 資料1の4ページ目において、事業者にとって選定結果が出るまでの不安な時間の長さを考慮し、案αに賛同。案αを採用した場合、事業者や審査する側の負担が大きくなるのは当然だが、能代港、秋田港のどちらを利用するかは、事業者が当然、事前に検討している。それゆえ、案αを採用した場合、事業者の負担は実質的にさほど大きくないと思われる。
- ・ ペナルティの設定に対する考え方については、不可抗力と必ず一体的に議論される。ただ、不可抗力に関して具体的に明文化することは不可能であり、いかなる時も一般条項を入れ、解釈の余地を残す必要がある。ゆえに、入札参加資格停止については公募占用指針に記載しない方が良いと思料。仮に当該記載を設けた場合、事業者と当事者、国を巡り訴訟になることも考えられる。そう多くない公募参加者数をさらに減らすより、純粋に金目のみでペナルティを定義づけるべき。
- ・ いずれにせよ、今回事務局から提示された複雑なルールが過渡的である場合は、その旨、明確なメッセージを出すべきであり、今後、適切な情報提供や説明を行っていく必要がある。

### 山内座長

- ・ 基地港湾の利用に関する考え方について、個別具体的な海域に係る事象だと理解。
- ・ 迅速性の評価基準に係る基本的な考え方について、個別の海域ごとに設定していくと思料。当該点については、運用指針に具体的な記載を盛り込むのではなく、今後公募占用指針を策定する段階で盛り込むという方向で準備を事務局にお願いしたい。
- ・ 一般海域における占用公募制度の運用指針については、今回の議論も踏まえ、事務局において必要な修正を行い、別途委員の確認を取った上で公表いただきたい。

以上